

平成26年度使用教科用図書の採択日程について（案）

平成25年5月24日

資料 1

1 根拠規定

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

2 関係資料の確認

- (1) 小中学校の教科書目録（平成26年度使用）で、採択教科書がすべて発行されていることの確認
(2) 愛知県教育委員会作成「平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準」の確認

3 平成26年度使用教科用図書採択に関する日程

月 日	内 容
5月17日(金)	愛知県教育委員会会議にて「平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準」の承認と決定
5月24日(金)	「採択基準」「採択方法」等について市町村教育委員会等へ通知 愛日地方教育事務協議会にて、平成25年度教科用図書採択日程等について協議
6月11日(火) ～ 7月5日(金)	教科書展示会の開催〔瀬戸市・小牧市・県総合教育センター等〕 ※法定期間6月15日(金)～6月28日(木)の14日間
6月中旬	愛知県教育委員会より市町村教育委員会等へ一般図書選定資料の送付
7月9日(火)	愛日地方教育事務協議会で、平成26年度使用教科用図書を承認
7月10日(水) ～19日(金)	市町教育委員会議で議決〔採択決定〕 → 各市町教委は議決後、一覧表をつけて愛日地方教育事務協議会へ正式報告 → 愛日地方教育事務協議会は全市町教委の採択結果を確認後、全市町教委へその旨を連絡 → 各市町教委は管内小中学校へ決定教科書を通知
7月下旬	各学校より市町教育委員会へ教科書需要票の提出
8月上旬	市町教育委員会は尾張教育事務所へ採択結果を報告・教科書需要票の提出

平成26年度使用教科用図書の採択について 12.5.7.9

1 関係資料の確認

- (1) 小学校用教科書目録（平成26年度使用）で、採択教科書がすべて発行されていることの確認
- (2) 中学校用教科書目録（平成26年度使用）で、採択教科書がすべて発行されていることの確認
- (3) 愛知県教育委員会作成「平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準」の確認

2 平成26年度使用教科用図書の採択

小学校用（案）

種 目	会社名
国 語	光 村
書 写	教 出
社 会	東 書
地 図	帝 国
算 数	啓林館
理 科	東 書
生 活	光 村
音 楽	教 芸
図 工	日 文
家 庭	東 書
保 健	大日本

中学校用（案）

種 目		会社名
国 語		光 村
書 写		教 出
社会（地理）		日 文
社会（歴史）		日 文
社会（公民）		日 文
地 図		帝 国
数 学		啓林館
理 科		東 書
音 楽	一般	教 芸
	器楽合奏	教 芸
美 術		日 文
保健体育		大日本
技術 家庭	技術	東 書
	家庭	東 書
英 語		東 書

3 採択後の手続きについて

資料1

- (1) 各市町教育委員会で平成26年度使用教科用図書採択の議決をする。
- (2) 各市町教育委員会は愛日地方教育事務協議会長及び尾張教育事務所に採択結果を報告する。
- (3) 各市町教育委員会は管内の小中学校へ平成26年度使用教科用図書を通知する。
- (4) 各小中学校は市町教育委員会へ教科書需要表を提出する。
- (5) 市町教育委員会は尾張教育事務所へ教科書需要表を提出する。（8月5日）

平成 26 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。ただし、名古屋市を除く。）においては「採択地区協議会」を設けること。
- 4 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の選定に基づいて所管の学校において使用すべき教科書を種目ごとに一種採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを

採択すること。なお、この場合、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成26年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成26年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

平成25年度 小学校使用教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	109 110	209 210	309 310	409 410	509	609
書 写	17	教 出	小学 書写 1～6	104	204	304	404	504	604
社 会	2	東 書	新しい社会 3・4～6	—	—	301・302		501 502	601 602
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ小学生の地図帳最新版 4～6年	—	—	—	402		
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	110 211	210 311	310 411	410 511	510 611	610 611
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	301	401	501	601
生 活	38	光 村	せいかつ上・下	111・112		—	—	—	—
音 楽	27	教 芸	小学生の音楽 1～6	103	203	303	403	503	603
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2、3・4、5・6	104・105		304・305		504・505	
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	501	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	302		502	

平成25年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-111	こくご ☆	1～6
			C-112	こくご ☆☆	
			C-113	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-111	さんすう☆	1～6
			C-112	さんすう☆☆(1)	
			C-113	さんすう☆☆(2)	
			C-114	さんすう☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-111	おんがく☆	1～6
			C-112	おんがく☆☆	
			C-113	おんがく☆☆☆	

平成25年度 中学校使用教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1 年	2 年	3 年
国 語		38	光 村	国 語 1、2、3	726	826	926
書 写		17	教 出	中学書写 1、2・3	728	729	
社会	地理	116	日 文	中学社会 地理的分野	724		—
	歴史	116	日 文	中学社会 歴史的分野	725		
	公民	116	日 文	中学社会 公民的分野	—		925
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	722		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	725	825	925
理 科		2	東 書	新しい科学 1、2、3	721	821	921
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽1、2・3上、2・3下	723	823・824	
	器楽合奏	27	教 芸	中学生の器楽	772		
美 術		116	日 文	美 術 1、2・3上、2・3下	724	824・825	
保健体育		4	大日本	中学校保健体育	722		
技術・	技術	2	東 書	新しい技術・家庭 技術分野	721		
家庭	家庭	2	東 書	新しい技術・家庭 家庭分野	721		
英 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1、2、3	721	821	921

平成25年度 中学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-711	国語 ☆☆☆☆	1～3
数 学	17	教 出	C-711	数学 ☆☆☆☆	1～3
音 楽	2	東 書	C-711	音楽 ☆☆☆☆	1～3

採択後の手続きについて

1. 市町教委は市町教育委員会議にて平成26年度使用小・中学校教科用図書の採択議決。

〔7月教育委員会〕

2. 市町教育委員会は、
 - ・ 愛日地方教育事務協議会長（北名古屋市教育委員会）（様式1）
尾張教育事務所長（様式2）にて採択結果報告書を提出。
（本年度は採択地区協議会が設置されていないため市町から報告。）
 - ・ 管内の小中学校へ平成26年度使用教科用図書（様式3）を通知
（議決後速やかに）

3. 各小中学校は、教科書需要票を市町教育委員に提出

4. 市町教育委員会は、教科書需要票を尾張教育事務所に提出。

〔8月5日（月）〕

(各様式メール配信)

提出書類等一覧

作成者	提出先	提出（通知） 期限	様式	備考
事務協	各市町教委	7月10日	各種様式等	
市町教委	事務協	議決後 速やかに	様式1、別紙1, 2	
	尾張教育事務所		様式2、別紙1, 2	
	管内各小中学校		様式3、別紙1, 2	
各学校	市町教委	7月末頃	教科書需要票	
市町教委	尾張教育事務所	8月5日	教科書需要票	

事務局は愛日事務協終了後に、本日配布した提出書類の様式を市町教育委員会にメール。